

政策会議付議事案書 (令和2年2月10日)

提案課名 国県事業推進課

報告者名 杉田 佳一

<p>事案名</p>	<p>県道705号整備事業に係る秦野市土地開発公社所有地の売り渡しについて</p>	<p style="text-align: right;">有 資料 無</p>							
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>県道705号整備事業（堀山下秦野停車場）は、県が事業協力者との交渉を進めており、主に金銭による補償を行っていますが、中には近隣の代替地を希望される事業協力者がおり、県はその対応に苦慮し、交渉が長期間に渡り滞る要因の一つとなっています。</p> <p>このたび、本年1月27日付神奈川県平塚土木事務所用地課通知において、秦野市土地開発公社（以下「公社」という。）が所有する土地（以下「郵便局跡地」という。）の一部を、県道705号整備事業の代替地として取得したいとの申し入れがありました。（資料1）</p> <p>同事業地周辺には、公社を含めた市所有の土地が複数あることから、今回の申し入れを契機に、県及び本市で代替地提供のスキームを確立することで、更なる事業推進につなげることができます。</p> <p>県道705号は、小田急4駅周辺の特性を生かしたにぎわいの創造に取り組む本市にとっても、市の玄関口となる秦野駅北口を起点とした重要な道路であり、その整備促進は本市としても大きな恩恵を受けることから、円滑な事業の進捗を図るため、県への売り渡しについて付議するものです。</p>								
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<p>1 経過</p> <p>郵便局跡地については、第一工区事業協力者から依頼を受け、その一部を売り渡すこととなっていました。相手方の事情により取り下げられています。</p> <p>その後、県による用地交渉の中で郵便局跡地を代替地として提供することで県道事業用地の売買契約締結を進めることができる交渉の相手方が現れたことから、県からその取得について申し入れを受けたものです。</p> <p>【主な経過】</p> <table border="0"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>県道705号整備事業第二工区用地交渉、建物調査開始</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月25日</td> <td>政策会議において、第一工区事業協力者への郵便局跡地売り渡しの承認</td> </tr> <tr> <td>12月25日</td> <td>第一工区事業協力者から郵便局跡地の一部の買い受け依頼を取り下げる旨の意向表明</td> </tr> <tr> <td>〃 2年 1月27日</td> <td>県から郵便局跡地の一部を取得したい旨の依頼</td> </tr> </table>	平成29年度	県道705号整備事業第二工区用地交渉、建物調査開始	令和元年10月25日	政策会議において、第一工区事業協力者への郵便局跡地売り渡しの承認	12月25日	第一工区事業協力者から郵便局跡地の一部の買い受け依頼を取り下げる旨の意向表明	〃 2年 1月27日	県から郵便局跡地の一部を取得したい旨の依頼
平成29年度	県道705号整備事業第二工区用地交渉、建物調査開始								
令和元年10月25日	政策会議において、第一工区事業協力者への郵便局跡地売り渡しの承認								
12月25日	第一工区事業協力者から郵便局跡地の一部の買い受け依頼を取り下げる旨の意向表明								
〃 2年 1月27日	県から郵便局跡地の一部を取得したい旨の依頼								

経過・検討結果	<p>2 検討結果</p> <p>(1) 課題</p> <p>県事業推進のため、県から依頼を受けている郵便局跡地の一部を代替地として引き渡す必要があると考えますが、郵便局跡地は3筆で形成されており、全体で約346平方メートルとなっています。</p> <p>公社から買収を行う際は全体が対象となりますが、県が代替地として求める対象面積はそのうち、約130平方メートルであるため、分筆を実施する必要があるとともに県への売り渡し後に残地が発生する見込みです。</p> <p>(2) 公社からの買収について</p> <p>県への売り渡し時期が交渉の状況により流動的となるため、柔軟な対応ができるよう、土地開発基金を活用するものです。</p>
決定等を要する事項	<p>1 土地開発基金を活用し、郵便局跡地（約346平方メートル）を速やかに買収するとともに、郵便局跡地の一部（約130平方メートル）を、県道705号整備事業（堀山下秦野停車場）の代替地として神奈川県に売り渡すこと。</p> <p>2 土地開発基金からの買戻しについて</p> <p>県との契約締結時期により次のとおりの対応とする。</p> <p>(1) 令和元年度内に契約締結する場合は補正予算で買い戻しを行う。</p> <p>(2) 令和元年度内に契約締結が出来ない場合は令和2年度予算で買戻しを行う。</p> <p>3 残地の取り扱いについて</p> <p>(1) 市道25号線に面する残地部分は、都市計画道路の計画線があるため、売り渡さずに歩道として整備すること。</p> <p>(2) その他の部分については、同事業の交渉の中で代替地を求める事業協力者が現れた場合に速やかに対応できるよう、建設部が普通財産として所管すること。</p>
今後の取扱い	<p>令和2年2月 土地開発基金を活用し、公社から郵便局跡地を買収。 所有権移転登記（公社から市へ）、分筆登記</p> <p>〃 3～4月 土地開発基金からの買戻し実施、県との売買契約締結 旧郵便局建物解体工事着手（ゼロ市債事業）</p> <p>〃 7月 旧郵便局建物解体工事完了、市道25号線歩道整備実施、県への引き渡し完了</p>

事務連絡

令和2年1月27日

秦野市国県事業推進課 御中

神奈川県平塚土木事務所



県道705号整備に伴う秦野駅前郵便局跡地の代替地取得について

日頃、本県の県土整備事業に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、現在当所では、貴市からの御協力のもと、県道705号（秦野市本町1丁目～3丁目地内）において交通安全施設等整備事業を施行しているところですが、当該事業で交渉中の地権者が生活再建のため代替地を要望しています。

そこで、代替地について諸条件の精査を進めた結果、下記の秦野市土地開発公社所有地の一部を今後本県が貴市から取得し、要望者に提供する予定で事務手続きを進めていきたいと考えております。

つきましては、貴市におかれましても円滑な事業進捗に向け必要な事務手続きを進めていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 事業名等

事業名 交通安全施設等整備事業

路線・箇所 県道705号（堀山下秦野停車場） 秦野市本町1丁目～3丁目

2 代替地（予定）

地番 秦野市本町3丁目2727番-4（公簿面積186.46㎡）のうち

地目・地積 宅地、約130㎡

3 今後の予定（概略）

- ①代替地要望申出書の受領
- ②貴市へ協力依頼
- ③貴市から譲渡承諾書受領
- ④本庁への代替地取得協議
- ⑤本庁の承認
- ⑥貴市から代替地取得
- ⑦本庁へ引継
- ⑧本庁から地権者へ売渡し

問合せ先
用地課 毛利
電話(0463)22-2711 内線4044

政策会議付議事案書 (令和2年2月10日)

提案課名 学校教育課 教育総務課 教育研究所
 報告者名 久保田 貴 守屋 紀子 近藤 順子

<p>事案名</p>	<p>学校教育の情報化の推進について</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>令和元年6月に公布・施行された「学校教育の情報化の推進に関する法律」及び同年12月に閣議決定された「GIGAスクール構想の実現」等に基づき、国との適切な役割分担を踏まえて国の財政支援を最大限活用しながら、本市における「学校教育の情報化」を推進するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 国の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」の推進 2 全国の学校におけるICT環境整備の遅れ 3 「学校教育の情報化の推進に関する法律」の公布・施行(令和元年6月) 4 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」の閣議決定(同年12月) 5 令和元年度補正予算案「GIGAスクール構想の実現」の閣議決定(同上) 6 国からの調査等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和元年12月13日 「令和元年度補正予算案への対応について」 (2) 同年12月19日 「校内通信ネットワーク及び児童生徒1人1台端末の整備計画に関する一次調査」(同月24日提出期限) (3) 令和2年1月22日 「令和元年度補正予算案への対応に関する二次調査」(同月27日提出期限) (4) 同年1月29日 「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の交付申請見込みについて」(2月3日提出期限) 7 「総合計画に基づく小中学校におけるICT端末整備」の完了(令和2年度) <ol style="list-style-type: none"> (1) パソコン教室の整備(小中学校合計378台) (2) タブレット端末の整備(小中学校合計1,058台) 	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>本市における「学校教育の情報化」を次のとおり推進します。</p> <p>また、環境整備については国の財政支援を最大限活用し、財政支出を極力抑えながら計画に掲げた目標を達成できるよう、効果的・効率的な執行に努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「学校教育情報化計画(仮称)」を策定し、関連施策を計画的に推進します。(令和2年度策定・公表) 	

<p>決定等を要する事項</p>	<p>2 ICT環境の整備（ハード）は、小中学校において次の環境整備を進めます。</p> <p>(1) 高速大容量の「校内通信ネットワークの整備」（令和2年度）</p> <p>(2) 児童生徒1人1台の「ICT端末の整備」（令和2年度～5年度）</p> <p>3 ICT環境の整備に合わせた「学びの充実（ソフト）」は、ICTを効果的に活用しながら「教育水準の改善・向上」に取り組みます。</p>
<p>今後の取扱い</p>	<p>(令和元年度)</p> <p>1 学校教育情報化推進計画（仮称）の策定作業</p> <p>2 第1回定例会への補正予算案（校内通信ネットワーク整備費）提出</p> <p>(令和2年度)</p> <p>3 学校教育情報化推進計画（仮称）の策定・公表、関連施策の推進</p> <p>4 校内通信ネットワークの整備・完了</p> <p>5 児童生徒1人1台端末の整備開始</p> <p>(令和3年度～)</p> <p>6 学校教育情報化推進計画（仮称）関連施策の推進</p> <p>(令和5年度)</p> <p>7 児童生徒1人1台端末の整備完了</p>

I 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)

1 国が「5か年計画」で目標としている水準と本市の整備状況

項目	5か年計画の目標	本市の整備状況
①学習者用コンピュータ	3クラスに1クラス分程度整備	8クラスに1クラス分程度 PC378台+TB1,024台=1,402台
②指導者用コンピュータ	授業を担当する教師1人1台	達成済み(教師用914台)
③大型提示装置・実物投影機 (各普通教室1台、特別教室用6台)	100%整備	達成済み
④超高速インターネット及び無線LAN	100%整備	未整備
⑤統合型校務支援ソフト	100%整備	達成済み
⑥ICT支援員	4校に1人配置	22校に1人配置

2 国の「5か年計画」における標準的な1校当たりの財政措置額

小学校費 622万円(18学級)	中学校費 595万円(15学級)
------------------	------------------

※平成30年度基準財政需要額算定における標準的な所要額(単年度)として試算した場合

GIGAスクール構想(国の令和元年度補正予算)の補助対象事業

- ① 3クラスに2クラス分の端末整備費について、1台あたり45,000円を上限として実費を補助
- ② 校内通信ネットワーク整備費について、1校当たり3,000万円を補助対象事業費の上限額として2分の1を補助

II 「学校教育の情報化の推進に関する法律」の公布・施行〔令和元年6月28日〕

1 目的

高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要



全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、情報化の推進に関し、基本理念、国等の責務、推進計画等を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に貢献

2 基本理念

- (1) 情報通信技術の特性を生かして、児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育等を実施
- (2) デジタル教材による学習とその他の学習を組み合わせるなど、多様な方法による学習を推進
- (3) 全ての児童生徒が、家庭の状況、地域、障害の有無等にかかわらず学校教育の情報化の恵沢を享受
- (4) 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の業務負担を軽減し、教育の質を向上
- (5) 児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保
- (6) 児童生徒による情報通信技術の利用が、児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮

地方公共団体は国の施策を勘案し、地域の状況に応じた学校教育の推進に努力

3 国、地方公共団体及び学校の設置者の責務

国	基本理念にのっとり、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する。
地方公共団体	基本理念にのっとり、学校教育の情報化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する。
学校の設置者	基本理念にのっとり、学校における学校教育の情報化の推進のために必要な措置を講じる。

4 法制上の措置等

国は、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

5 推進計画

- (1) 文部科学大臣は、基本的な方針、期間、目標等を定めた学校教育情報化推進計画を策定
- (2) 地方公共団体も計画を策定(努力義務)

6 国の基本的施策

- ① デジタル教材等の開発及び普及の促進、② 教科書に係る制度の見直し、③ 障害のある児童生徒の教育環境の整備、④ 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保、⑤ 学校の教職員の資質の向上、⑥ 学校における情報通信技術の活用のための環境の整備、⑦ 学習の継続的な支援のための体制の整備、⑧ 個人情報の保護等、⑨ 人材の確保等、⑩ 調査研究等の推進、⑪ 国民の理解と関心の増進

Ⅲ 国のGIGAスクール構想(児童生徒1人1台コンピュータの実現を見据えた施策パッケージ) ※要約

1 <ハード> ICT環境整備の抜本的充実

- (1) 児童生徒1人1台コンピュータを実現(1台あたり4.5万円を補助。令和5年度までに、小中全学年で達成)
- (2) 高速大容量の通信ネットワーク(令和2年度までに、すべての小・中・高校・特別支援学校等で校内ネットワークを完備(1/2補助))

2 <ソフト> デジタルならではの学びの充実

- ①デジタル教科書・教材など良質なデジタルコンテンツの活用を促進(新学習指導要領とセットで)
- ②各教科等ごとに、ICTを効果的に活用した学習活動の例を提示(「教育の情報化に関する手引き」を公表・周知)
- ③AIDリルなど先端技術を活用した実証を充実(「先端技術利活用ガイドライン」を策定)

3 <指導体制> 日常的にICTを活用できる体制

- ①(独)教職員支援機構による、各地域の指導者養成研修の実施
- ②ICT活用教育アドバイザーによる、各都道府県での説明会・ワークショップの開催
- ③ICT支援員など、企業等の多様な外部人材の活用促進(令和4年度までに、ICT支援員は4校に1人程度配置)

※文科省における主な検討課題

- 教師のあり方や果たすべき役割、指導体制の在り方、ICT活用指導力の向上方策
- 先端技術の活用等を踏まえた年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方、学年を超えた学び
- デジタル教科書の今後の在り方

Ⅳ 「学校教育の情報化の推進」(本市の取組み)

1 「主な取組み」及び「スケジュール概要」

「GIGAスクール構想の実現」計画期間(令和元年度～令和5年度)																
元年度	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
学校教育情報化計画(仮称)策定作業				「校内通信ネットワーク整備」及び「端末整備」の整備手法や仕様等も含めた方針決定												
①-1 校内通信ネットワークの整備				②-1 1人1台端末の整備(更新・入替)				②-2 1人1台端末の整備(更新・入替)				②-3 1人1台端末の整備(更新・入替)				
①-2 令和元年度補正予算(「校内通信ネットワーク整備費」)				計画に基づく情報化推進施策の推進(ソフト事業等)												

2 取組概要

(1) 秦野市学校教育情報化計画(仮称)の策定【令和元年度・2年度】

国及び県の「学校教育情報化推進計画」と、それぞれの適切な役割分担(経費負担)を踏まえて、本市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に推進するための「秦野市学校教育情報化推進計画(仮称)」を策定します。

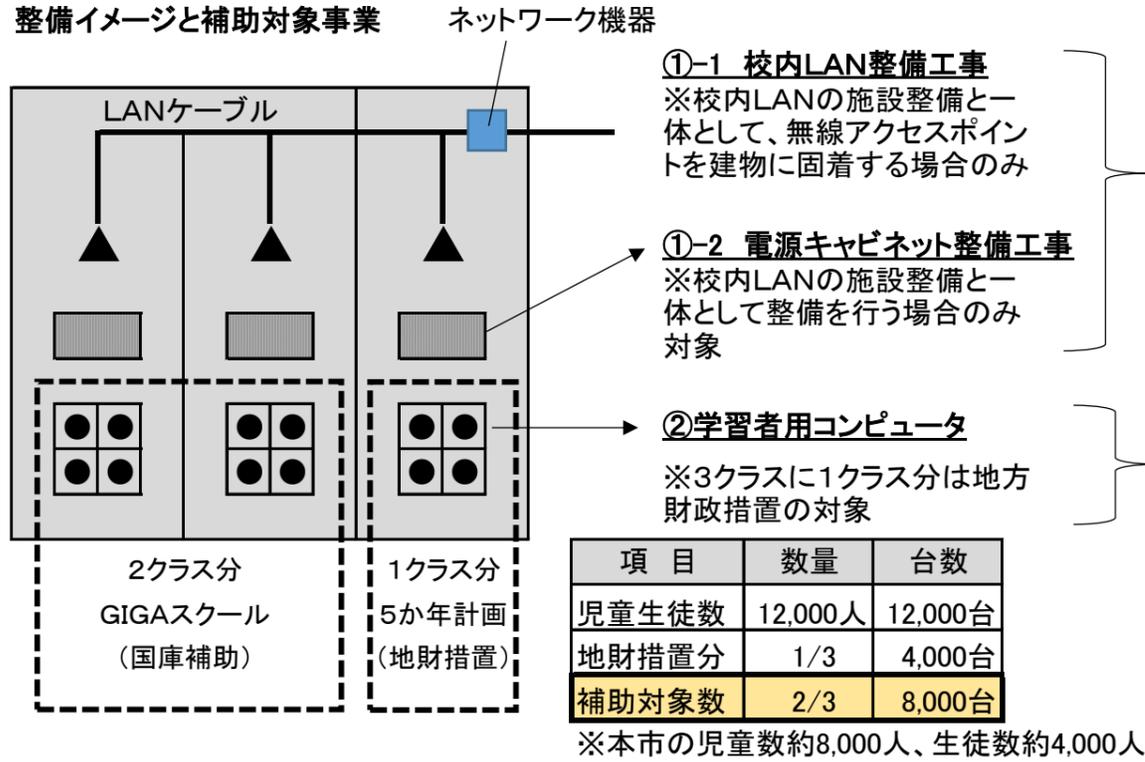
- ア 学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針
- イ 学校教育情報化推進計画の期間
- ウ 学校教育情報化推進計画の目標
- エ 学校教育の情報化の推進に関する施策に関し総合的かつ計画的に推進すべき施策
- オ その他、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

計画策定に当たっては、本市の上位・関連計画及び財政計画等との整合を図るとともに、国の財政支援を最大限活用し、財政支出を極力抑えた効果的・効率的な施策の推進につながるよう努めます。

→ ①「ICTを活用した学びの充実に関する施策」の検討 → ②施策を推進する上で必要な端末の選定、仕様等の決定 → ③端末を最大限活用できる通信ネットワークの選定等

①校内ネットワークの整備【令和元年度・2年度】

1 整備イメージと補助対象事業



①校内通信ネットワークの整備

事業名	「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業
交付決定単位	設置者(市)
補助算定割合	2分の1
補助上限額	1校あたり3,000万円
その他	新たに創設される国庫補助制度。交付要綱は2月上旬策定予定 補助スキームは「学校施設環境改善交付金」等と同様を予定(文科省の窓口は「情報教育・外国語教育課」)

②1人1台端末の整備

事業名	「GIGAスクール構想の実現」に向けた児童生徒1人1台端末の整備事業
補助対象	地方財政措置算定分(3人に1台)を超えて、1人1台分(3人に2台)の学習用コンピュータを新規整備又は更新に要する経費
学習者用PC	学習者用コンピュータ、可動式学習者用コンピュータ(タブレット型コンピュータ(※)含む。) ※ハードウェアのキーボードを有すること、又は接続可能であること。
補助対象外	有償のソフトウェア、有償の保守・保証契約、予備機、消耗品・備品(タブレットのカバー等)、研修費等

2 概算事業費及び財源構成

①校内通信ネットワーク整備事業費 (補助対象事業費の上限額:660,000千円)

対象経費	金額	校数	小計	補助額(1/2)
校内LAN整備	19,600千円	22校	431,200千円	215,600千円
電源キャビネット設置	10,400千円	22校	228,800千円	114,400千円
その他工事費		22校		
合計	30,000千円		660,000千円	330,000千円

※ 学校単位の補助対象経費の上限額(30,000千円)により算出

※ 電源キャビネット設置は、校内LAN整備と一体で行った場合のみ補助対象

○財源構成イメージ (※令和元年度補正予算対応の場合)

校内通信ネットワーク整備事業費 660,000千円		
国庫補助(1/2) 330,000千円	市費負担 330,000千円	
	交付税措置(60%) 198,000千円	132,000千円
	補正予算債(100%)	

※参考(令和2年度予算対応の場合)

国庫補助(1/2) 330,000千円	市費負担 330,000千円		一般財源33,000千円
	交付税措置(70%) 173,250千円	74,250千円	
	学校教育施設等整備事業債(75%)	24,750千円	
交付税措置(50%)24,750千円			財源対策債(15%)
※ の計 =132,000千円			

3 検討事項等

- 端末の活用(運用)方法
- 現場調査の実施
- (1)・(2)を踏まえた校内配線の接続構成・運用方法等の決定
- (1)~(3)を踏まえた校内配線・機材等の決定
- (1)~(4)を踏まえたインターネット(外部)への接続構成等の決定
- (1)~(5)を踏まえた発注方法の決定及び仕様書の作成
- 契約事務・受注者の決定
- 現地調査・設計
- 物品調達
- 配線・機器工事~動作試験等
- 運用開始

4 想定工事スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
方針決定・契約	★契約								
現地調査									
設計									
物品調達									
配線工事									
機器工事									
動作試験等									

②1人1台端末の整備【令和3年度～5年度】

1 想定概算事業費(端末1台あたりの補助上限額:45,000円/台)

対象経費	金額	数量	小計	補助額	一般財源額
iPad(wifiモデル32G)	38,280円	8,000台	306,240千円	360,000千円	102,880千円
iPad接続用キーボード	19,580円	8,000個	156,640千円		
iPadカバー	5,000円	8,000個	40,000千円		40,000千円
計	62,860円		502,880千円	360,000千円	142,880千円 A

2 国の「5か年計画」未整備分[2,600台(未整備分)=4,000台(1/3の数)-1,400台(配置済数)]

対象経費	金額	数量	小計
iPad(wifiモデル32G)	38,280円	2,600台	99,528千円
iPadカバー	5,000円	2,600個	13,000千円
iPad接続用キーボード	19,580円	4,000個	78,320千円
計	62,860円		190,848千円 B

3 想定イニシャルコスト(A+B)

新規分(A)	不足分(B)	既設更新分(C)	合計(D=A+B+C)
142,880千円	190,848千円	88,004千円	421,732千円

4 補助限度額内(45,000円/台)で整備した場合

端末経費(E) (45千円×12,000台)	補助額(F) (45千円×8,000台)	一般財源額(G=E-F)	比較増減(H=G-D)
540,000千円	360,000千円	180,000千円	▲ 241,732千円

5 令和6年度以降の想定ランニングコスト/年

No.	対象経費	金額	数量	小計
1	回線使用料	2,208千円	22校	48,576千円
2	中継設備利用料	1,320千円	1式	1,320千円
3	プロバイダ利用料	1,308千円	22校	28,776千円
4	通信機器保守費	10千円	863箇所	8,630千円
5	端末保守費	12千円	12,000台	144,000千円
	計			231,302千円 I

6 令和元年度現在のランニングコスト/年

No.	対象経費	年額使用量	数量	小計
1	パソコン	50,000円	380台	19,000千円
2	タブレット	28,000円	1,020台	28,560千円
3	計	78,000円	1,400台	47,560千円 J

7 GIGAスクール構想に係る想定ランニングコスト

新規分(I)	現在分(J)	合計(K=I+J)
231,302千円	47,560千円	183,742千円

8 WIFIとLTEのランニングコスト(年額)の比較(12,000台)

新規分(L)	現在分(M)	合計(N=L-M)
231,302千円	336,000千円	▲ 104,698千円

「学校教育の情報化推進計画(仮称)」策定作業において、できるだけ安価で効果的・効率的に目標を達成できる端末整備の方法等について検討

9 1人1台端末(タブレット12,000台)の想定事業費(WIFIとLTEの比較)

種別	イニシャル	累計額(イニシャル+ランニング)										
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
WIFI[iPad]	(O)	421,732千円	653,034千円	884,336千円	1,115,638千円	1,346,940千円	1,578,242千円	1,809,544千円	2,040,846千円	2,272,148千円	2,503,450千円	2,734,752千円
LTE[iPad]	(P)	0千円	336,000千円	672,000千円	1,008,000千円	1,344,000千円	1,680,000千円	2,016,000千円	2,352,000千円	2,688,000千円	3,024,000千円	3,360,000千円
WIFI[iPad]-LTE[iPad]	(Q=O-P)	421,732千円	317,034千円	212,336千円	107,638千円	2,940千円	▲ 101,758千円	▲ 206,456千円	▲ 311,154千円	▲ 415,852千円	▲ 520,550千円	▲ 625,248千円
WIFI[補助限度額内]	(R)	0千円	231,302千円	462,604千円	693,906千円	925,208千円	1,156,510千円	1,387,812千円	1,619,114千円	1,850,416千円	2,081,718千円	2,313,020千円
WIFI[補助限度額内]-LTE[iPad]	(S=R-P)	0千円	▲ 104,698千円	▲ 209,396千円	▲ 314,094千円	▲ 418,792千円	▲ 523,490千円	▲ 628,188千円	▲ 732,886千円	▲ 837,584千円	▲ 942,282千円	▲ 1,046,980千円
WIFI[補助限度額内]-WIFI[iPad]	(T=R-O)	▲ 421,732千円	▲ 421,732千円	▲ 421,732千円	▲ 421,732千円	▲ 421,732千円	▲ 421,732千円	▲ 421,732千円	▲ 421,732千円	▲ 421,732千円	▲ 421,732千円	▲ 421,732千円